

衛星周波数解析技術の実証に係る説明書

案件名	衛星周波数解析技術の実証
公募期間	令和6年12月10日 ～ 令和6年12月24日
参加資格	1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 2 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 3 日本に拠点を有していること（政府調達に関する協定の適用案件でない場合に限る）。 4 次のいずれかに該当する者であること。 ① 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。 ② 防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第3号から第7号までのいずれかに該当する者、日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞又はその他各府省庁等内におけるスタートアップ表彰企業の受賞企業。 ※ 公募の時点で競争参加資格を有していない応募者は、必要書類とともに、防衛省所管契約事務取扱細則第9条に規定する一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出するものとする。 5 提案する技術を保有していること。
案件の概要	(1) スタートアップ技術提案評価方式を適用して解決を求める行政課題の概要 我が国の宇宙空間の安全かつ安定的な利用を確保するため、防衛省・自衛隊は宇宙領域把握（SDA）能力の強化に取り組んでいる。更なる SDA 能力の向上のため、我が国の衛星に対して妨害活動等を行う可能性のある不審な衛星の特性や動向を把握する必要がある、その一環として人工衛星や宇宙機が発する電波に関する情報を収集・解析する技術を取得することが必要である。 (2) 行政課題の背景 通信や測位などのための宇宙利用は、今や国民生活の基盤そのものであると同時に、軍事作戦上の指揮統制・情報収集基盤の中枢をなしており、主要国は各種衛星の能力強化や機数増加に注力している。このような中、一部の国では、衛星等を用いて他

	国の衛星を無力化する兵器や手段の開発・利用を進展させており、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は年々拡大している。このため、不審な衛星の能力・動向などを含む宇宙の状況を把握する必要があり、国家防衛戦略や宇宙安全保障構想においても SDA 能力を強化することとされている。 (3) 行政課題の詳細 ア 行政課題の当事者 防衛省・自衛隊 イ 当事者の業務の概況 現在自衛隊が保有する主な SDA 能力は、航空自衛隊が保有するレーダによる宇宙空間にある物体の位置の把握や、我が国の衛星に対する電波妨害状況の把握、および米軍、JAXA 等からの情報に基づく当該物体の軌道解析である。 ウ 当事者が抱える課題（これまでの行政課題の解決に向けた類似の取組を通じてもなお残る課題等） SDA 能力の向上のため、レーダ等による観測だけでなく、様々な観測手法・情報の諸元を増やす取組が必要である。その一環として、衛星の発する電波の観測による衛星の識別・同定や活動を把握する能力の獲得も必要である。 (4) 解決の目標及びスケジュール 【解決の目標】 上記行政課題解決のためには、収集した電波情報から、電波の特徴を分析・抽出する技術を取得し、衛星の電波データベースを構築することが必要である。これにより、不審な衛星を発見した際に データベースとの比較照合を行うことで、当該衛星の識別・同定や活動の把握を実現することが期待される。 【スケジュール】 令和 6、7 年度に衛星周波数解析技術を実証し、令和 8 年度に衛星電波のデータベースを構築する。 (5) 参考額 3 億円 注：参考額は単なる目安であり、予算決算及び会計令第 99 条の 5 に規定された予定価格と異なり、その範囲内での契約を要するものではない。
--	---

優先交渉権者の選定に関する事項	(1) 技術提案の評価に関する基準 本事業は価格を考慮せず、次のア～ウに沿って、技術的要素等により審査を行うものとする。 ア 評価項目 【必須事項】 ① 技術提案書には説明書で記載した事項が不足なく記載されているか。 ② 技術提案の内容は、事業の目的に合致しているか。 ③ 行政課題のスケジュールと合致しているか。 ④ 見積価格は参考額を超過していないか。 【加点事項】 ① 技術提案が行政課題の解決に資するものであるか。（最重要項目） ② 提案に活用される技術及びサービスに独自性・優位性があり、技術が優れているか。 ③ 提案内容・実施計画は実現可能かつ妥当性があるか。 ④ 技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。 イ 評価基準 【加点事項】 ①－１ 衛星に係る電波利用の実績（衛星運用に必要となる地上局の利用実績でも可とする）。 ①－２ 衛星電波分析・抽出に利用する具体的な特徴量。 ①－３ 衛星電波の特徴を分析・抽出する手法の効率化・時間短縮。 ②－１ 従前の方法に対する独自性が認められる技術提案であるか。 ②－２ 既存技術に対する優位性が認められる技術提案であるか。 ③－１ 実現可能性が考慮された設計、開発、試験等の計画となっているか。 ③－２ 事業を遂行する上で適正な体制をとるための人員確保が見込まれるか。 ③－３ 見積価格と比して、技術提案は費用対効果が高いと考えられるか。 ④ 技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスタートアップ企業等であるか。 ウ 得点配分 審査点は、１００点とする。ただし、うち３０点については、技術提案の主体が高度かつ独自の技術を有するスター
------------------------	---

	トアップ企業等に該当する者に対して、次の i ～ iii のとおり加点を実施する。 i J-Startup 選定企業、J-Startup Impact 選定企業、J-Startup 地域版選定企業、日本スタートアップ大賞受賞企業又日本ベンチャー大賞の受賞企業が単独で技術提案を行う場合 ・ ・ ・ (3 0 点) ii 「技術力ある中小企業者等の入札機会の拡大について」(平成 12 年 10 月 10 日政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)の 3(3) から(6)までに掲げるものが単独で技術提案を行う場合 ・ ・ ・ (2 0 点) iii 上記ア又は上記イに掲げるものが大企業その他事業者とコンソーシアム等を形成して技術提案を行う場合 ・ ・ ・ (1 5 点) (2) 優先交渉権者の選定方法 ・ 技術提案を提出した者の中から、評価点が最上位であることを優先交渉権者として選定します。なお、評価点が最上位の者が複数者いる場合には、評価項目の重要度の高いものに係る評価点の高い者を優先交渉権者として選定することになります。 ・ 優先交渉権者として選定された方には、書面又は E-mail により、その旨を通知します。 ・ 公募参加資格がないと認められた方に対しては、書面又は E-mail により、非選定とされた旨及びその理由を通知します。 ・ 上記に該当しない方に対しては、書面又は E-mail により、選定された旨と順位を通知します。 (3) 応募者の義務等 ・ 優先交渉権者にする旨の通知を受けた者は「入札及び契約心得」(防衛装備庁公示第 1 号。平成 2 7 年 1 0 月 1 日)を熟知の上、公募条件に著しい変更があった場合を除き、技術提案内容から交渉により確定した仕様を以て、商議に参加しなければなりません。 ・ 応募者で優先交渉権者とならなかった者は、仕様書等貸与したもののすべてを返却しなければなりません。 ・ 応募者は、本審査の過程で防衛省側から得た情報の内容で一般に公開されていない情報について開示・漏洩してはな
--	---

	りません。
技術提案の改善に関する事項	いただいたご提案について、対面又はオンラインにより、その内容の改善を求める場合があります。 この場合、①技術提案の内容を十分理解し、説明できる方、②提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方にご対応いただくこととなります（複数者でも可）。
優先交渉権者の選定日時等	令和7年1月中
必要書類	郵送又はE-mailにより以下の書類を「提出先・問合せ先」に示す場所にご提出願います。 ・ 「参加資格」中、3、4及び5が確認できる書類 ・ 技術提案書 ・ 概算見積書（見積条件書がある場合はそれも含む） ・ 技術提案改善書（技術提案の改善が行われる場合に限る）
提出先・問合せ先	住所：東京都新宿区市谷本村町5－1 担当：防衛政策局戦略企画参事官付 電話：03-3268-3111（内線22671） E-mail：industrialpolicy@ext.atla.go.jp